

様式第1号

仕様書等に対する質問書

令和8年 月 日

佐賀県政策部

政策企画監 中島 健二 様

- ・委託業務名

佐賀県立大学(仮称)に関する広報物制作業務(令和8年10月9日付け公示)

所在地		
氏名（法人の場合は会社名）		
連絡先	担当者名	
	電話番号	
	ファックス番号	
	メールアドレス	
質問事項		

様式第 2 号

参加資格確認申請書（プロポーザル方式）

令和8年 月 日

収 支 等 命 令 者 様
（佐賀県政策部政策企画監）

所在地 _____
商号又は名称 _____
代表者職氏名 _____

下記委託業務のプロポーザルに参加したいので、必要書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること、参加資格要件を満たしていること及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

記

委託業務名		佐賀県立大学（仮称）に関する広報物制作業務（令和 8 年 10 月 9 日付け公示）
本業務実施に係る責任者	責任者 職・氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	

○必要書類（有・無） ※添付書類有の場合、書類名を記入
□

様式第2号 - 2 (共同事業体用)

参加資格確認申請書 (プロポーザル方式)

令和8年 月 日

収 支 等 命 令 者 様
(佐賀県政策部政策企画監)

共同事業体名称 _____

代表者 (幹事者) _____

所在地 _____

商号又は名称 _____

ふりがな
代表者職氏名 _____

下記委託業務の公募型プロポーザル審査会に参加したいので、代表者（幹事者）及び別紙共同提案者の合計（ ）者から構成される共同事業体を結成し、佐賀県との間における下記事項に関する権限を代表者（幹事者）に委任し、必要書類を添えて申し込みます。

申込に際し、全構成員が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること、参加資格要件を満たしていること及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。また、必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

なお、受託者に選定された場合は、各構成員は受託者としての業務の遂行及び業務の遂行に伴い当共同事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負います。

委託業務名 佐賀県立大学（仮称）に関する広報物制作業務
(令和8年10月9日付け公示)

記

1 参加申込者（共同事業体）

共同事業体の名称		
共同事業体 （受任者） の幹事者	商号又は名称	
	代表者職氏名	
	所在地	
	E-mail	

2 委任事項等

委任事項	1 業務委託にかかる公募型プロポーザルの参加に関する件 2 契約に関する件 3 経費の請求受領に関する件
共同企業体の 成立・解散の 時期及び存続 期間	令和 年 月 日から当該委託事業者の委託期間終了後 3 か月を 経過する日まで。ただし、当該共同企業体が上記件名の委託事業者と ならなかったときは、当該選定を受けることができなかった日に解散 するものとします。また、当共同企業体の構成団体の加入、 脱退又は除名については、事前に県の承認がなければこれを行うこと ができないものとします。

3 書類送付先等連絡先

担当者所属	
担当者氏名	
所在地	〒
電話番号	
メールアドレス	

様式第 2 号 - 3（共同事業体用）

公募型プロポーザル参加申込書
（共同事業体：代表者（幹事者）以外の共同提案者・委任）

件名：佐賀県立大学（仮称）に関する広報物制作業務

参加申込者（代表者（幹事者）以外の共同提案者・委任者）		共同事業体の名称
商号又は名称		
代表者職氏名 生年月日		
所在地	〒	
商号又は名称		
代表者職氏名 生年月日		
所在地	〒	
商号又は名称		
代表者職氏名 生年月日		
所在地	〒	
商号又は名称		
代表者職氏名 生年月日		
所在地	〒	

○必要書類（有・無） ※添付書類有の場合、書類名を記入
□

様式第2号 - 4（共同事業体用）

佐賀県立大学（仮称）に関する広報物制作業務委託

共同企業体協定書

（目 的）

第1条 当共同企業体は、佐賀県立大学（仮称）に関する広報物制作業務委託（以下、「業務」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

（名 称）

第2条 当共同企業体は、佐賀県立大学（仮称）に関する広報物制作業務委託共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は 〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、業務の委託契約の履行後〇か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 業務を請け負うことができなかったときは、当企業体は前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、県と折衝する権限並びに委託代金の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 当企業体の構成員の出資割合は、次のとおりとする。

なお、当該業務の契約変更があっても、構成員の出資割合は変わらないものとする。

〇〇〇〇〇〇株式会社 〇〇%

〇〇〇〇〇〇株式会社 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の履行に当たるものとする。

2 運営委員会の委員長は、当企業体の代表者があたるものとする。

3 運営委員会は、必要に応じて委員長が招集するものとする。

4 運営委員会は、必要に応じ事務局を設置し、収支を明らかにする帳票類を作成しなければならない。

(役員その他の選任)

第10条 当企業体の役員その他は、運営委員会において選任するものとする。

(構成員の責任)

第11条 各構成員は、業務の委託契約の履行に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、共同連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第12条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決 算)

第 1 3 条 当企業体は、業務完了の都度当該業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第 1 4 条 決算の結果利益金を生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第 1 5 条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 1 6 条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできないものとする。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第 1 7 条 構成員は、県及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が業務を完了する。

3 第 1 項の規定により構成員のうち脱退したものがあるときは、残存構成員の出資割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資割合を、残存構成員に加えることとする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益金を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第 1 8 条 当企業体は、構成員のうちいずれかが業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び県の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第19条 構成員のうちいずれかが、業務途中において破産又は解散した場合、あるいはそれらと同様の状態となったものと県及び他の構成員が認めた場合においては、第17条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第20条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員及び県の承認により残存構成員を代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第21条 当企業体が解散した後においても、当該業務につき、契約不適合責任が生じたときには、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第22条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇〇〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇〇〇委託業務共同企業体協定書を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印

様式第 3 号

政 第 号
令和 年 月 日

様

佐賀県政策部
政策企画監 中島 健二

参加資格確認結果通知書 (プロポーザル方式)

年 月 日付けで申請のあった参加資格確認について、結果を次のとおり通知します。

業 務 名	佐賀県立大学（仮称）に関する広報物制作業務委託（令和 8 年 10 月 9 日付け公示）	
公告（公示）日		
参加資格要件の 適否	適 ・ 否	
	参加資格 要件に適 合しない と認めた 理由	

注 参加資格要件に適合しないと通知された者は、当職に対してその理由説明を求めることができます。この説明を求める場合は、令和 8 年 10 月 28 日までに、その旨を記載した書類を提出してください。

様式第 4 号

提案書（送付）

- ・ 委託業務名 佐賀県立大学（仮称）に関する広報物制作業務委託
（令和 8 年 10 月 9 日付け公示）

上記委託業務のための提案書類を別添のとおり提出いたします。

< 提案書類 >

1 提案書

☐ 実施スケジュール案

☐ 業務実施体制表

☐ 業務の実施方針及び手法（ホームページの構成、伝え方の考え方や工夫等）

※いずれも提案書内に要記載

2 提案資料

☐ 実績書

☐ 見積書

令和 年 月 日

佐賀県政策部

政策企画監 中島 健二 様

所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者職氏名 _____

様式第 5 号

実 績 書

(作成 令和 8 年 月 日)

会社名・団体名	
代表者名	
所 在	
担当者名	
連絡先	

■ 実績内容

本業務と同種の業務（今回委託する業務の一部に相当する業務も含む）の主な受託実績を記入してください。

特に、佐賀県関係機関からの受託実績は必ず記入してください。

実施年月	受託事業名	概 要

※ 部分的に関わったものは含みません。

※ 適宜、行を追加してください。

様式第 6 号

誓 約 書

令和 8 年 月 日

佐賀県政策部政策企画監
中島 健二 様

所在地

商号又は名称

(ふりがな)
代表者氏名

生年月日

下記（１）から（５）の参加要件を満たしていること。

また、この誓約に係る業務委託契約の相手方となった場合において、下記の（５）の事項に該当する者を再委託契約（２次以降の再委託契約を含む。以下同じ。）又は備品等の購入契約その他の契約（再委託契約に係るこれらの契約を含む。）の相手方としていた場合においては、県からの求めに応じ、当該業務委託契約等を解除することを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又は、この誓約書の提出日からこの誓約に係る業務の完了までの将来においてこの誓約に反したことにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、発注者が必要と判断した場合には、下記の（５）の事項に関して佐賀県警察本部に照会することを承諾するとともに、照会で確認された情報を今後私が発注者で行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- （１） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- （２） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律

第 225 号) に基づき再生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 公募開始の 6 か月前から契約の日までの間、金融機関において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。

(4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

(5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者